

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年3月5日(2020.3.5)

【公開番号】特開2019-107363(P2019-107363A)

【公開日】令和1年7月4日(2019.7.4)

【年通号数】公開・登録公報2019-026

【出願番号】特願2017-243845(P2017-243845)

【国際特許分類】

A 4 5 C 7/00 (2006.01)

A 4 5 C 5/14 (2006.01)

A 4 5 C 13/26 (2006.01)

A 4 5 F 3/00 (2006.01)

B 6 2 B 5/00 (2006.01)

B 6 2 B 1/20 (2006.01)

B 6 2 B 1/26 (2006.01)

【F I】

A 4 5 C 7/00 P

A 4 5 C 5/14 C

A 4 5 C 13/26 A

A 4 5 F 3/00 4 0 0

B 6 2 B 5/00 L

B 6 2 B 1/20

B 6 2 B 1/26 D

【手続補正書】

【提出日】令和2年1月23日(2020.1.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

折り畳みが可能な物品収納ケースであって、撓まない硬質素材よりなる平面形状が矩形状の底板部と、前記底板部の平行な各側縁に連なる一对の側板部と、前記底板部の平行な各端縁に連なる一对の端板部とを有し、前記各側板部および各端板部は、硬質素材よりなり、少なくとも内方向へ可撓性を有し、前記各端板部の両側縁と前記各側板部の周縁との間は開閉可能な留め具により連結され、前記底板部上に前記側板部および前記端板部により覆われる物品収納空間が形成されてなる物品収納ケース。

【請求項2】

前記物品収納空間は、折り畳み自転車を収納することが可能な広さを有する請求項1に記載の物品収納ケース。

【請求項3】

前記底板部は、周縁に沿って一周する立上り壁を有し、前記立上り壁の上端縁に前記側板部および端板部が連なっている請求項1に記載の物品収納ケース。

【請求項4】

前記底板部は、ハンドルおよびキャスターが取り付けられている請求項1または3に記載の物品収納ケース。

【請求項5】

前記底板部は、ショルダー用のベルトが取り付けられている請求項 1, 3, 4 のいずれかに記載の物品収納ケース。

【請求項 6】

前記各側板部は、外周縁が平行な両側辺部と上辺部と上辺部の両端の湾曲部とで構成される請求項 1 に記載の物品収納ケース。

【請求項 7】

前記各側板部は、TPUを素材として形成される請求項 1 または 6 に記載の物品収納ケース。

【請求項 8】

前記各端板部は、同じ長さを有し、前記側板部の上辺部の中央位置で先端部が重ねられる請求項 1 に記載の物品収納ケース。

【請求項 9】

前記各端板部は、TPUを素材として形成される請求項 1 または 8 に記載の物品収納ケース。

【請求項 10】

前記各側板部および各端板部は、弾性を有するシートにより内張りされている請求項 1 に記載の物品収納ケース。

【請求項 11】

前記各側板部および前記各端板部は、折り畳み時、各側板部が内方に丸められ、各端板部が前記側板上に上下に重ねられる請求項 1 に記載の物品収納ケース。

【請求項 12】

請求項 1 ~ 11 のいずれかに記載の物品収納ケースであって、展開状態および折り畳み状態を保持する固定具をさらに備える物品収納ケース。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

この発明による物品収納ケースは、折り畳みが可能なものであり、撓まない硬質素材よりなる平面形状が矩形状の底板部と、底板部の平行な各側縁に連なる一对の側板部と、底板部の平行な各端縁に連なる一对の端板部とを有する。各側板部および各端板部は、硬質素材よりなり、少なくとも内方向へ可撓性を有する。各端板部の両側縁と各側板部の周縁との間は開閉可能な留め具により連結され、底板部上に側板部および端板部により覆われる物品収納空間が形成される。